

## 軽自動車の解体に係る届出の郵送によるものの受付（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「届出者の負担軽減を図る必要がある。」等の意見を踏まえて、平成 25 年 5 月 10 日に国土交通省にあっせんし、同年 8 月 9 日に同省から回答を受領しました。

### （行政相談の要旨）

軽自動車を廃車（解体）するときには、郵送による届出が認められていない。一方、一部の市町村では、総排気量 125cc 以下の原動機付自転車については、ナンバープレートの返納も含め郵送による廃車手続を認めている。軽自動車はバイクと同じように登録制度がないのだから、軽自動車の廃車に係る届出手続については、出頭による手続のみでなく郵送による手続もできるようにしてほしい。

（注）本件は、平成 23 年 4 月に東北管区行政評価局が受け付けた相談事案。

### （あっせん要旨）

国土交通省は、軽自動車検査協会に対し、軽自動車の解体による届出については郵送による場合でも受け付けることができるよう検査事務規程を改正するよう指導するとともに、併せて、郵送による同届出に係る事務処理が円滑かつ的確に行われるよう所要の措置を講ずるよう指導する必要がある。

※ 軽自動車の解体には、「解体届出」と「解体返納届出」の 2 種類があり、「解体届出」は、先に自動車検査証返納届出の手続を行い、その後、軽自動車を解体したときに行う届出であり、「解体返納届出」は、軽自動車の解体届出と自動車検査証返納届出を同時に行う届出である。平成 24 年度の届出件数は、解体届出が 511,278 件、解体返納届出が 130,979 件となっている。



### （回答要旨）

国土交通省では、あっせんの実現に向けて、次のとおり回答。

軽自動車検査協会では、まず、解体届出を円滑に実施するために必要な環境整備を図った後、同届出の郵送による受付を開始し、その運用状況を踏まえ、解体返納についても対応していくとしている。

国土交通省としては、同協会の対応状況を注視し、平成 26 年度当初には郵送による解体届出の受付が開始できるよう指導していく。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課  
連絡先：行政相談業務室長 花田 聡  
電話：03-5253-5425（直通）  
FAX：03-5253-5426  
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>